

平成20年度事業報告書

財団法人全国自治協会

1. 基金会計

この会計は、財団法人全国自治協会の基本財産及び積立金等を基金として管理している会計である。

平成21年3月31日現在におけるこの会計の正味財産は、2,854,800千円である。その内訳は、基本財産2,218,000千円、準備積立金636,800千円である。

2. 事業特別会計

この会計は、全国町村会館における宿泊、食堂、貸室、貸会議室、ホテルショップ、貸駐車場及び全国町村会館西館における貸室事業等に関する業務の収支を行っている。

本年度の正味財産の増減状況は、経常収益と経常外収益の合計が15億8,618万余円(前年度比71.3%減)、経常費用と経常外費用の合計が14億9,942万余円(前年度比4.2%減)で、税引後の一般正味財産は8,669万余円増加した。

また、指定正味財産から一般正味財産へ9,439万余円振り替えたことにより、正味財産は770万余円減少した。

3. 建物災害共済事業特別会計

建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって、生じた損害を相互救済するため、昭和23年4月より地方自治法第263条の2(相互救済事業経営の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。

事業の運営にあたっては、制度内容の充実を図るとともに共済委託団体の財政負担の軽減をはかり、共済委託物件の継続加入推進に努めているところである。

本年度の正味財産の増減状況は、経常収益が81億1,356万余円(前年度比2.7%減)、経常費用が68億2,438万余円(前年度比4.7%減)で、正味財産は12億8,918万余円増加した。この増加額については、規約に基づき、基金積立金、運営準備積立金に繰り入れた。

なお、共済基金分担金収入60億6,641万余円に対する損害率は49.0%であった。

4. 自動車損害共済事業特別会計

自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、建物災害共済事業と同様、地方自治法第263条の2(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和33年10月に発足した。

事業の運営にあたっては、制度内容の充実を図るとともに、事故によって生ずる事故処理については査定専門員を配置し、査定体制の強化を図り早期かつ適正な解決に努めている。

本年度の正味財産の増減状況は、経常収益が36億4,042万余円(前年度比8.0%増)、経常費用が32億6,083万余円(前年度比3.0%増)で、正味財産は3億7,958万余円増加した。この増加額については、規約に基づき、基金積立金、運営準備積立金に繰り入れた。

なお、共済基金分担金収入27億8,152万余円に対する損害率は56.5%であった。